

## 山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱改正案についての意見募集の予告

山形県では、平成2年度に「山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（以下「要綱」という。）」を策定し、県外から産業廃棄物を搬入する場合や、産業廃棄物の処理施設を設置する場合の事前協議制度を導入しております。

平成31年4月1日から山形市が中核市に移行し、産業廃棄物に関する事務を行うことへの対応と、県外産業廃棄物の搬入に関する事前協議の手続きの一部見直し等のため、要綱の改正を行うこととしています。

改正要綱案がまとまり次第、下記の時期に本ホームページ上で、パブリック・コメントを実施する予定ですので、事前にお知らせいたします。皆様の改正案に対する御意見、御提案をお寄せください。

### 記

#### 1 意見募集の予定時期

平成31年2月1日（木）から2月28日（木）まで

#### 【スケジュールの概要】

要綱案の作成 平成31年1月中

パブリックコメントの実施 平成31年2月1日から2月28日

改正要綱の公表 平成31年3月中旬

※ スケジュールは作業の進捗上、ずれが生じたり、変更されたりする場合がありますが御容赦ください。

#### 2 問い合わせ先

山形県環境エネルギー部循環型社会推進課 廃棄物対策担当

電話 023-630-2236 又は 3021